

令和元年度第2回監査結果報告書

1 監査の種類

行政監査及び定期監査

2 監査の対象部局

(1) 都市整備部

環境衛生課

(2) 教育部

中央公民館、浜手地区公民館、山手地区公民館、図書館

(3) 議会事務局

3 監査の実施時期

令和元年11月6日～令和2年2月26日

4 監査の対象期間

平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

5 監査の方法

監査対象部局等における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかに留意し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

なお、議会事務局の監査のうち政務活動費の監査において谷口監査委員が地方自治法第199条の2の規定により除斥された。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

(1) 都市整備部

① 環境衛生課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 貝塚市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例第 10 条第 2 項には「市長は、前項の一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。」とあるが、告示されていない。

イ. 貝塚市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行規則第 11 条第 1 項には「許可業者又は従業者は、許可証又は従業者証の有効期間が満了し、又は不要となったときは、当該許可証又は従業者証を 15 日以内に市長に返納しなければならない。」とあるが、許可証又は従業者証は返納されていない。

ウ. 貝塚市文書分類表において合併処理浄化槽補助金関係書類は、永年保存となっているが、一連の書類において保存年限が永年と 5 年が混在している。

エ. 貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例第 7 条第 1 項において作成することとされている個人情報取扱事務登録簿を作成していたが、すぐに公表できる状態ではなかった。

(2) 教育部

① 中央公民館

所管する事務事業全般について実施。

ア. 貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例第 7 条第 1 項において作成することとされている個人情報取扱事務登録簿が作成されていない。

イ. 貝塚市会計規則別表第 1 において、館長補佐が現金分任出納員となるべき者の職と定められているが、館長補佐以外の職員が領収印を使用し、出納業務を行っている。

② 浜手地区公民館

所管する事務事業全般について実施。

ア. 業務チラシや労働組合新聞の裏紙を利用した業務委託報告書であるにもかかわらず、受理しているものがある。

イ. 貝塚市立公民館使用許可兼使用料免除申請書において、免除理由が記入されていない申請書を受理している。

ウ. 起案文書に文書分類記号・決裁日・施行日が記入されていないものが多く、また必要な文書が添付されていないものや、最終決裁者である館長の決裁がされていないものがある。

エ. 貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例第7条第1項において作成することとされている個人情報取扱事務登録簿が作成されていない。

オ. 貝塚市会計規則別表第1において、中央公民館長が現金分任出納員に指名していない職員が領収印を使用し、出納業務を行っている。

③ 山手地区公民館

所管する事務事業全般について実施。

ア. 起案文書に文書分類記号・決裁日・施行日が記入されていないものが見受けられた。また、起案文書に必要な文書が添付されていないものがある。

イ. 貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例第7条第1項において作成することとされている個人情報取扱事務登録簿が作成されていない。

ウ. 貝塚市会計規則別表第1において、中央公民館長が現金分任出納員に指名していない職員が領収印を使用し、出納業務を行っている。

④ 図書館

所管する事務事業全般について実施。

ア. 機械警備業務の委託契約において、契約書では委託料の支払いが先払いとなっているが、実際は後払いとなっており、契約書の内容が実際の業務に即していない。また、市保管分の契約書に市長公印が押印されていない。

(3) 議会事務局

所管する事務事業全般について実施。

ア. 起案文書に決裁区分・保存年限・決裁日・施行日が記入されていないものがある。

イ. 政務活動費共同経理届出書の年度が誤っており、また年度が抜けているものがあつたが、そのまま受け付けている。

ウ. 貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例第7条第1項において作成することとされている個人情報取扱事務登録簿を作成していたが、すぐに公表できる状態ではなかつた。

なお、意見として次の事項について努められることを望むものである。

ア. 貝塚市立公民館条例第8条に規定する使用料の考え方について、中央公民館・浜手地区公民館・山手地区公民館それぞれに差異が認められ、一部に規定に沿わない運用が見られる。その結果として、利用者負担に差が発生するというようなことがないように、条例の規定に則った運用について、3館で共通した認識となるよう努められたい。

イ. 地方自治法の改正によって、令和2年度より、地方公共団体の首長は内部統制組織を整備・運営することが求められているが、当貝塚市においては、組織の整備・運用は努力義務であり、当面見送るという回答があつた。

本来、内部統制組織は、相互チェック体制等組織運営に欠かせず、自然発生的に組み込まれるものであり、敢えて更に内部統制組織を整備しないという意味であると考ええる。

定期監査での質問に対して「それは各部署で対応している。」「各部署それぞれで徹底している。」といった回答がよくあるが、市、全体を俯瞰して指導する部署の検討が必要であると考ええる。

すなわち、内部統制組織は、造って終わりではなく、P l a n (計画) → D o (実行) → C h e c k (評価) → A c t (改善) → P l a n (計画)・・・と循環してゆくサイクルであるが、当貝塚市においては、D oまでが日常的に行われ、C h e c k以降が行われることが少ない、行う部署がないという大きな問題点があるように思われる。

市の組織全体の共通課題に関して、断続的評価を行い、絶えず改善を提案してゆく部署が必要な時期になってきたと考えるため、検討を願いたい。